

令和2年度 国民健康保険事業費納付金算定について

国民健康保険については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保の運営に中心的な役割を担うこととなった。

県が財政運営を担う仕組みにおいて、納付金の配分の在り方については、被保険者の保険料水準に大きな影響を与えるものであることから、その算定の基本的な考え方は平成29年12月に「富山県国民健康保険運営方針」（以下、「運営方針」という。）において定めたところである。

詳細については、毎年市町村と協議して定めることとなっており、令和2年度の算定について市町村と検討を進めるにあたり、本運営協議会において協議いただき、ご意見を伺うもの。

1 令和2年度の国保事業費納付金算定の基本的な考え方について

令和2年度の国保事業費納付金の算定については、制度移行2年目ということもあり、基本的な考え方は運営方針において定めたとおりとしたい。

(1) 所得のシェアと人数のシェアの配分

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とともに、所得割、均等割、平等割の3方式により算定を行い、それぞれの割合は次のとおりとする。（法定の標準賦課割合と同様）

所得（応能）シェア	人数（応益）シェア
所得割指数	資産割指数
100	0
70	30

(2) 市町村ごとの医療費水準の反映

市町村間において医療費水準に差異があるため、年齢調整後の医療費水準の格差をすべて反映。（医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ ）

(3) 所得水準の反映

国から示される所得係数 β 「県平均の1人あたり所得／全国平均の1人あたり所得」を納付金に反映。（参考：昨年度の所得係数 0.978）

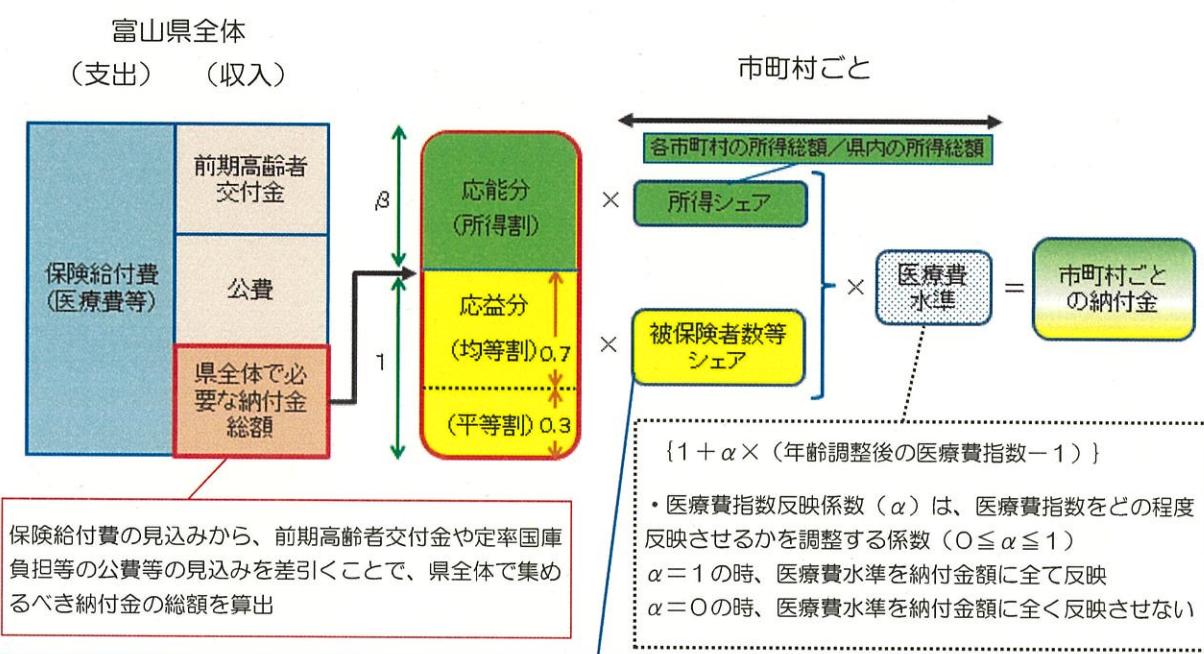
(4) 激変緩和措置

制度改革に伴う納付金の仕組みの導入や算定方法の変更により、被保険者の保険料（税）負担が急激に増加するこがないよう、激変緩和措置を講じることとし、具体的な実施方法は、毎年、県が市町村と協議して定める。

○納付金算定のイメージ（医療分）

県全体で必要な納付金総額を所得（応能）分と人数（応益）分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより、市町村ごとの納付金を算定する。

※納付金には、①医療給付費等に充てるための納付金、②後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための納付金、③介護納付金の納付に要する費用に充てるための納付金があり、このうち、医療費水準を反映させるのは、①の医療費分のみである。



$$\text{各市町村の被保険者総数} / \text{県内の被保険者総数} \times \text{均等割指数} (0.7) + \text{各市町村の世帯総数} / \text{県内の世帯総数} \times \text{平等割指数} (0.3)$$

- 所得係数 β は、所得のシェアをどの程度反映させるかを調整する係数であり、都道府県の所得水準に応じて設定。
- $\beta = \text{都道府県平均の1人あたり所得} / \text{全国平均の1人あたり所得}$ ※参考：①富山県の所得係数 0.978

《参考》納付金の算定式について

医療分、後期高齢者支援金及び介護納付金を、それぞれ計算し各市町村の納付金所要額を算定する。

【医療分】

$$\begin{aligned} \text{納付金算定基礎額} &\times \{1 + \alpha \times (\text{年齢調整後医療費指数} - 1)\} \\ &\times \{\beta \times (\text{所得(応能)シェア}) + (\text{人数(応益)シェア})\} / (1 + \beta) \\ &\times \gamma (\text{端数処理係数}) \end{aligned}$$

【後期高齢者支援金、介護納付金】

$$\begin{aligned} \text{納付金算定基礎額} &\times \{\beta \times (\text{所得(応能)シェア}) + (\text{人数(応益)シェア})\} / (1 + \beta) \\ &\times \gamma (\text{端数処理係数}) \end{aligned}$$

2 令和2年度の激変緩和措置について

激変緩和措置は、被保険者の負担が制度改革の前後で急激に増加することを回避するための経過措置であり、各市町村の「被保険者1人当たりの納付金額」が平成28年度と比較して一定割合（自然増+ α ）以上増加すると見込まれる場合に、国公費（暫定措置、追加激変緩和）等を活用することで一定割合まで当該市町村の納付金を減額し、激変を緩和することとなっている。

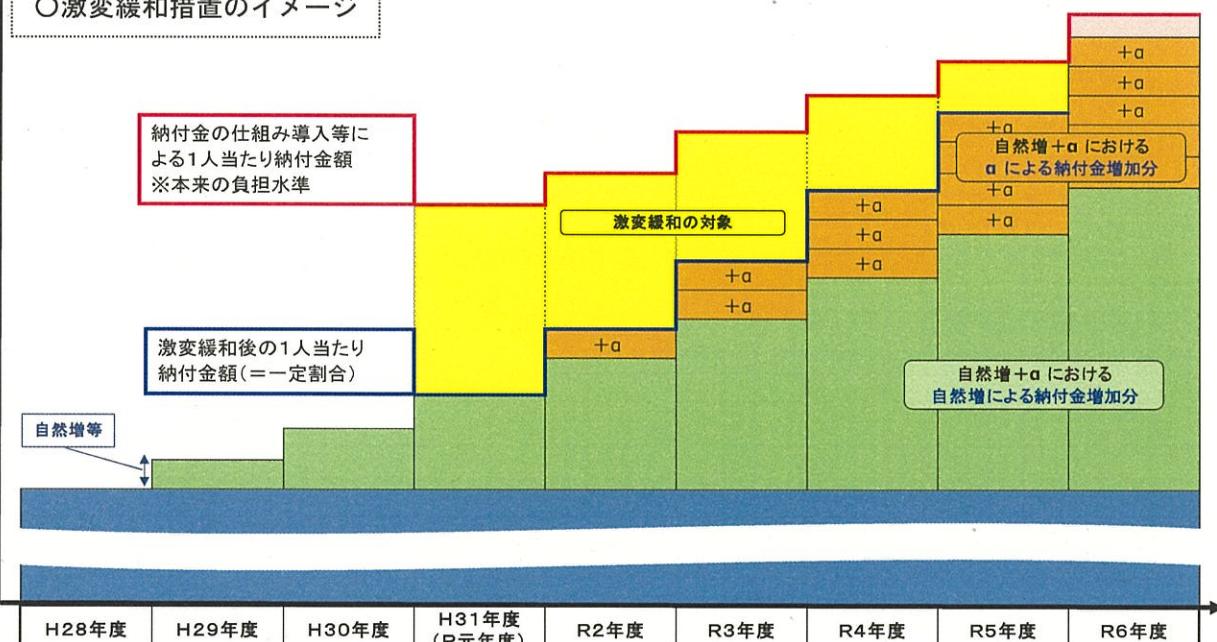
令和2年度については、激変緩和措置は経過措置であり、段階的・計画的に縮小していく必要があるため、一定割合において、自然増に加算する「+ α 」を設定することとしたい。

※昨年度の一定割合は自然増のみ

●激変緩和用財源（国公費）

	国全体			富山県		
	H30	H31(R1)	R2	H30	H31(R1)	R2(見込)
暫定措置	300億円	250億円	200億円	2.1億円	1.8億円	1.4億円
追加激変緩和	100億円	100億円	一定額	0.7億円	0.7億円	一定額

○激変緩和措置のイメージ



●令和2年度の一定割合

(1) 自然増について

自然増とは、1人当たりの医療費や後期高齢者支援金及び介護納付金の1人当たり負担額が上昇傾向にあることから、制度改革以外での納付金額の増加要因であり、激変緩和措置を平成28年度の1人当たり納付金額と比較して行っていることから、一定割合の設定に使用する自然増についても28年度を基点としての伸び率としたい。

【医療分】

=令和2年度1人当たり保険給付費（推計値）／平成28年度1人当たり保険給付費

【後期・介護分】

=（令和2年度1人当たり負担額－令和2年度1人当たり公費等）／

（平成28年度1人当たり負担額－平成28年度1人当たり公費）

《1人当たり保険給付費の推移》

	H28	H29	H30（速報値）
1人当たり保険給付費	312,291円	319,543円	323,586円
前年度からの伸び率	—	2.32%	1.27%

《1人当たり負担額の推移（後期高齢者支援金分）》

	H28	H29	H30（概算値）
1人当たり負担額	53,790円	56,342円	59,476円
前年度からの伸び率	—	4.74%	5.56%

《1人当たり負担額の推移（介護納付金分）》

	H28	H29	H30（概算値）
1人当たり保険給付費	62,350円	64,768円	67,900円
前年度からの伸び率	—	3.88%	4.84%

(2) + α について

- ① 激変緩和措置の段階的・計画的なフェードアウトのため、自然増に加算する「+ α 」については、国が示す納付金ガイドラインに記載のある「0.5%～2.0%」の範囲で設定することとしたい。
- ② 令和元年度の納付金算定結果を基に、激変緩和措置期間を令和5年度及び令和8年度までと仮定してシミュレーションを行ったところ、「+ α 」を「1.0%」と設定すれば、令和5年度においては7市町村、令和8年度においては12市町村で激変が解消される結果となった。

⇒ 以上の事から、**令和2年度の「+ α 」は「1.0%」を基本として設定すること**とし、今後、国が示す仮係数による納付金の算定結果も踏まえ、市町村と協議を進めることとしたい。